

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
勝木川河口		
名立川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあっては10月1日から12月31日まで
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	ますにあっては3月1日から6月15日まで
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	